（周波数特性）

第三百五十一条　基準電力量計は、定格周波数の五パーセントの周波数の変化による器差の差が、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる力率ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	力率	限度（パーセント）
一級基準電力量計	○・五（遅れ電流）及び一	○・一
二級基準電力量計	○・五（遅れ電流）及び一	○・六
三級基準電力量計	○・五（遅れ電流）	一・五
	［略］	［略］

（安定性の検査）

第三百六十七条　電子式のものを除く基準電力量計が第三百四十五条の規定に適合するかどうかの検査は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、定格周波数、定格電圧、力率〇・五（遅れ電流）および同表の中欄に掲げる負荷電流の電力を加えた場合において、器差を二十回繰り返し測定し、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。この場合において、その算出した差は、同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	定格電流に対する負荷電流の百分率（パーセント）	限度（パーセント）
一級基準電力量計	百	○・〇五
二級基準電力量計	百	○・一
三級基準電力量計	二十	○・五

2　電子式の基準電力量計が第三百四十五条の規定に適合するかどうかの検査は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、定格周波数、定格電圧、力率一および同表の中欄に掲げる負荷電流の電力を加えた場合において、器差を二十回繰り返し測定し、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。この場合において、その算出した差は、同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	定格電流に対する負荷電流の百分率（パーセント）	限度（パーセント）
一級基準電力量計	百	○・〇五
二級基準電力量計	百	○・一
三級基準電力量計	二十	○・五

（周波数特性）

第三百五十一条　基準電力量計は、定格周波数の五パーセントの周波数の変化による器差の差が、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる力率ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	力率	限度（パーセント）
一級基準電力量計	○・五及び一	○・一
二級基準電力量計	○・五及び一	○・六
三級基準電力量計	○・五	一・五
	［略］	［略］

（安定性の検査）

第三百六十七条　基準電力量計が第三百四十五条の規定に適合するかどうかの検査は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、定格周波数、定格電圧、力率〇・五および同表の中欄に掲げる負荷電流の電力を加えた場合において、器差を二十回繰り返し測定し、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。この場合において、その算出した差は、同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	定格電流に対する負荷電流の百分率	限度
一級基準電力量計	百パーセント	○・〇五パーセント
二級基準電力量計	百パーセント	○・一パーセント
三級基準電力量計	二十パーセント	○・五パーセント

［新設］